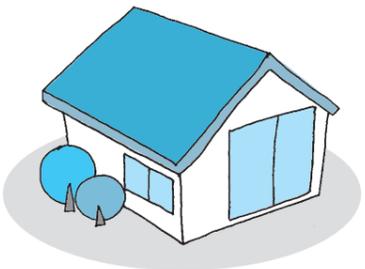


個人住民税の住宅借入金等特別税額控除

平成21年から平成25年までに新築または増改築の住宅に入居した方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合に、個人住民税から控除する住宅借入金等特別税額控除があります。この制度では給与支払報告書や確定申告書などに住宅借入金等特別税額控除に関する事項が記載されることにより適用を受けられますので、市町村への申告は不要です。

平成11年から平成18年までに入居した方に適用されている「住宅借入金等特別税額控除申告書」に基づく「税額控除」についても同様の仕組みとされ、給与支払報告書や確定申告書などに住宅借入金等特別税額控除に関する事項が記載されることにより適用を受けられますので、住宅借入金等特別税額控除申告書を市町村へ提出することは不要です。



○個人住民税の住宅借入金等特別税額控除額

前年の所得税における住宅ローン特別控除額

＝ 前年の住宅ローン特別控除前の所得税額

所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額(住宅借入金等特別控除可能額)を下の回の場合(マイナスになるときは除く)

※控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の額の5%(97,500円を限度)

・初めて所得税の住宅ローン特別控除の適用を受ける方は、税務署で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行ってください。

・2年目以降の方で、給与所得のみで所得税の住宅ローン控除を含む年末調整が済んでおり、勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)を市町村へ提出される方は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用にあたって、給与支払報告書の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」および「居住開始年月日」を必ず記載してください。

・年末調整の済んでいない方や給与所得以外の所得のある方については、税務署で確定申告を行ってください。確定申告をされる場合は、確定申告書の第2表の「特別適用条文

等」欄に「平成〇〇年△△月□□日居住開始」と記載してください。

④申告期限は、平成23年3月15日です。期限後の申告では、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用ができませんのでご注意ください。

※給与支払報告書(源泉徴収票)や確定申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載がないとき控除を受けることができませんので、提出される際に十分ご確認ください。

※平成11年から平成18年までの間に居住開始された方で、かつ退職所得や山林所得がある方、平均課税の適用を受ける方は、旧制度による適用を受けた場合が新制度より有利になることがあります。このとき、市町村へ平成23年3月15日までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要です。

※平成19年および平成20年に居住開始された方は、所得税において控除期間の特例が設けられているので、この税額控除の対象にはなりません。



【お問い合わせ先】
氷川町役場 税務課 住民税係
☎52-58853

償却資産申告書の提出は1月31日まで

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。例えば、構築物(煙突、鉄塔など)、機械及び装置(旋盤、ポンプ、動力配線設備など)、船舶、運搬具、工具などです。

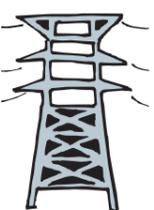
償却資産は、事業者自らが市町村に毎年1月末日までに申告することになっています。平成23年1月1日現在の資産状況を1月31日(月)まで税務課へ申告してください。

▼提出書類
申告書・種類別資産明細書

▼課税標準額
平成23年1月1日現在の償却資産の価格で、課税台帳に登録された価格です。

▼免税点
課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

▼税額
課税標準額に100分の1.4(税率)を乗じて算出されます。



【お問い合わせ先】
氷川町役場 税務課 資産税係
☎52-58853

税務署からのお知らせ

ぜひご利用ください！ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」をご利用いただけますと、国税に関する各種手続き(①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②全ての国税の納税、③法定調書の提出などの申請・届出等)が自宅や事業所からインターネットで行うことができます。(事前に手続きが必要ですが)。

e-Taxを利用して、確定申告をするなど大変便利です。

①医療費の領収書、生命保険料控除の証明書、給与所得・公的年金等の源泉徴収票など、一定の第三者作成書類の添付が省略できます。このとき、書類の内容を入力し送信することでも、書類の保存が必要です。

②申告者ご本人の電子証明を添付して、その年分の確定申告期限までにe-Taxを利用して確定申告をする。平成19年分から平成22年分のいずれかの年分で1回、所得税額から最高5千円の税額控除を受けることができます。(電子証明書等特別控除)

(注意)
その年分の所得税額が5千円に満たない場合は、電子証明書等特別控除額はその年分の所得税額が限度になります。また控除できなかった控除額があっても、その金額を翌年以降に繰り越して控除を受けることはできません。



税務署に
出かなくても、
イータックス。

③電子証明書をお持ちでない方は、税理士に依頼することにより、税理士の電子証明書のみで申告することができます。(代理送信)この場合、電子証明書等特別控除を受けることはできません。

④還付申告をe-Taxで提出されますと、還付金が早く(3週間程度)戻ります。

●確定申告関係書類の事前送付に CSN

前年、自宅や税務署の会場などのパソコンから「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で申告された方および国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告された方には、確定申告関係書類は送付されませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成21年分の確定申告において、税務署の会場などのパソコンでe-Tax申告を行った方および国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告された方で、平成22年分も申告が必要と思われる方については、申告時に必要な情報を記載した「お知らせ」が送付されますので申告の際にご利用ください。また、確定申告関係書類は、国税庁ホームページから出力して使用することもできます。

●給与所得者の確定申告

給与所得者の所得税は、毎月の給料や賞与から源泉徴収され、その年の最後の給料や賞与の支払い時に行われる「年末調整」によって精算されますから、大部分の給与所得者の方は改めて確定申告をする必要はありません。しかし、
①給与収入が20万円を超える方
②給与所得や退職所得以外の各種所得の金額(例えば、生命保険契約等に基づく一時金を受け取られた場合や不動産の貸付による収入がある場合など)の合計額が20万円を超える方

③2か所以上から給与を受けている方などは、確定申告をしなければならぬこととなっています。このほかに、

- ①風水害などの災害に遭われた方
- ②多額の医療費を支払われた方
- ③マイホームを新築(購入)・増改築し、年末において金融機関等からの借入金残高のある方



などは、確定申告をする源泉徴収されている所得税が還付されることがあります。

なお、確定申告書用紙は、1月下旬から八代税務署および氷川町役場税務課・宮原振興局に備え付けますが、国税庁ホームページから確定申告に必要な書類を出力して使用することもできます。

また、確定申告書の作成に当たっては、「所得税の確定申告の手引き」をご利用いただくとともに、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」をご利用いただく簡単に作成できます。e-Taxホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

【お問い合わせ先】
八代税務署
☎32-33141(自動音声案内)